

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
I. リスク管理に対する認識等 1. 取締役の認識及び取締役会等の役割	(1) 代表取締役のリスクに対する理解	(1) 代表取締役は、各種リスクの特性を理解し、戦略に沿って適切な資源配分を行い、かつ、それらの状況を機動的に管理し得る体制を整備しているか。	◎	経営陣による統制	代表取締役が、どの程度適切にリスクを認識しているかは、最重要事項ではあるが、経営資質の評価に過度に立ち入らないようにするために留意すべき点は何か。	
	(2) 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 ② 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 ③ 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 ④ 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、内在する各種リスクに関する諸問題について議論しているか。	◎		リスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮の必要性と、他の取締役による牽制機能の発揮の必要性とのバランスについて、評定上の留意すべき点は何か。	
	(3) 取締役会議事録等の整備	(3) 取締役会は、 ① 取締役会議事録を作成しているか。 ② 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 ③ 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 ④ ③の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 ⑤ 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のリスクに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告を確認できる内容となっているか。	◎		議事録の整備状況に加え、記述内容に充実度にも留意する必要があるのではないか。	
	(4) 経営方針の確立	(4) 取締役会において、金融機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。更に、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。	◎		経営方針の存在の有無に加えその内容の明確性を検証する必要があるが、経営判断に関する事項に過度に立ち入らないようにするには、どのような点に留意すべきか。	
	(5) 金融機関全体の経営方針等に沿った戦略目標の明確化	(5) 取締役会において、どの程度のリスクを取り、どの程度の収益を目標とするのか、といった戦略目標を明確に定めているか。また、各部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、リスク管理を軽視したものとなっていないか。加えて、当該目標が組織内で周知のものとなっているか。	◎		I-1. (4)同様に、戦略目標の存在の有無に加えその内容の明確性を検証する必要があるが、経営判断に関する事項に過度に立ち入らないようにするには、どのような点に留意すべきか。	
	(6) 取締役のリスク管理の理解及び認識	(6) 取締役は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。特に担当取締役は深い理解と認識を有しているか。	◎		I-1. -(1)同様に、取締役がどの程度適切にリスクを認識しているかは、重要事項ではあるが、経営資質の評価に過度に立ち入らないようにするために留意すべき点は何か。	
	(7) リスク管理の方針の確立	(7) 取締役会において、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定めているか。加えて取締役会において、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。取締役会において、リスク管理の方針は、定期的(少なくとも年1回)、あるいは、戦略目標の変更等必要に応じ随時見直しているか。	◎		I-1. (4)同様に、リスク管理方針の存在の有無に加えその内容の明確性を検証する必要があるが、経営判断に関する事項に過度に立ち入らないようにするには、どのような点に留意すべきか。	
	(8) リスク管理のための組織の整備	(8) 取締役会は、各種リスクを管理するリスク管理部門を整備し、その各リスク管理部門のリスクを統合し管理できる体制を整備しているか。また、上記の体制においては、例えば収益部門とリスク管理部門を分離するなど、相互牽制等の機能が十分発揮されるようなものとなっているか。 なお、組織体制については必要に応じ随時見直し、戦略目標の変更やリスク管理手法の発達にあわせて改善を図っているか。	◎		金融機関の規模、特性に応じた評定を行う上で留意すべき点は何か。	
	(9) 取締役会等に対するリスク状況の報告と組織全体の意思決定への活用	(9) 取締役会等は、定期的リスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。	◎		報告されたリスク情報が有効に活用され、高評価となる具体的なポイントは何か。	
	(10) 適切なリスク管理を行うための人材育成、配置等に係る方針の確立	(10) 取締役会等は、適切なリスク管理を行うため、業務に精通した人材の育成、専担者の配置、その陣容、事故防止のための人事管理等についての方針を明確に定めているか。	◎		人事管理等についての方針を検証するに際し、経営判断に関する事項に過度に立ち入らないようにするには、どのような点に留意すべきか。	

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評価上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評価における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
	(11) 監査役会等の機能発揮	(11) 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保(なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。) ① リスク管理に関する事項を議案とする取締役会には1人以上の監査役が出席しているか。またその場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。 ② 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 ③ 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施し、監査の実効性を確保しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 ④ 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。 また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 ⑤ 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。 ⑥ 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。	◎		・監査役会が高評価を得る場合とはどのような場合か。(例えば、経営陣等が厳正なリスク管理に努めた結果、監査役会が目立った働きを行っていない場合においては、評価上どう評価するべきか。) ・委員会等設置会社形態を採用している場合には、その組織形態の採用を理由に高評価を与えることは適当か。	
2. 管理者の認識及び役割	(1) 管理者のリスク管理の理解及び認識	(1) 管理者は、リスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、リスクに応じた測定・モニタリング・管理等の手法を十分に理解し、リスク管理の重要性を認識し、かつ、各部門の担当者に当該内容を理解・認識させるよう、適切な方策を講じているか。また、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定を改善するよう、適切な方策を講じているか。	◎	内部管理	取締役会等が定めた方針に沿ってリスク管理の実務に携る管理者の認識と役割の項目については、取締役等の認識及び役割に比べウェイトを低めるべきか。	
	(2) リスク管理のための規定の整備	(2) 管理者は、リスク管理の方針に沿って、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理等の手法を構築し、適切なリスク管理のための規定を取締役会等の承認を得た上で整備しているか。	◎			
	(3) リスク管理のための組織の整備	(3) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に沿って、適切なリスク管理を行うための組織を整備しているか。	◎			
	(4) リスク管理の適切な実行	(4) 管理者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための規定に従い、リスクの評価、モニタリング、管理など、適切なリスク管理の実行について責任を負っているか。また、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、手法の向上等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法や組織を見直しているか。	◎			
	(5) リスク管理を行うための適切な人員配置	(5) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、専担者の配置等、リスク管理を行うための組織が機能を有効に発揮できるよう、適切に人員の配置を行っているか。また、人員の配置に当たっては、実務経験者等、専門性を持った人材を配置しているか。	○			
	(6) 人材育成のための研修体制の整備	(6) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づいた人材育成及び各部門の担当者のリスク管理能力を向上させるための研修体制を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。	△			
	(7) 事故防止のための人事管理	(7) 管理者は、取締役会等で定められた方針に基づき、事故防止等の観点から例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等又はこれらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む)が職場を離れる方策をとっているか。なおこの期間は、2週間以上であることが望ましい。 また、管理者は、その状況を管理し、その方策を確実に実施しているか。さらに、職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないよう、ローテーションを確保しているか。やむを得ない理由により、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためその他の適切な方策を講じているか。	○			

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評価上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評価における着眼点	
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明					
3.企業風土の醸成	リスク管理重視の企業風土の醸成	代表取締役及び取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、収益部門のみならず、リスク管理部門を重視しているか。特に、適切なリスク管理を行わないまま、長期的なリスクを無視した、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した報酬体系の設定を避けているか。 また、管理者においても、リスク管理を重視し、各部門においてその考え方が浸透するよう、適切な方を講じているか。	◎	経営陣による統制	リスク管理方針としてリスクの最小化を掲げるビジネスモデル(例えば、貸出を極力抑え、国債等の債券運用に比重を置いている場合等)を採用している金融機関の評価を行う際に留意すべき点は何か。 ・英ARROWが評価項目として採用している、「監督当局との関係」を加えるべきか。		
II. 適切なリスク管理態勢の確立 1. リスクの認識と評価	管理すべきリスクの所在及び種類の特定	各部門の戦略目標に対応し、どのような種類の業務を行い、どのような金融商品を取り扱うのか、また、その場合にどのようなリスクを管理しなければならないのかについて、継続的かつ連結ベースで特定しているか。 特に新規の業務に取り組む場合や新規商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行っているか。 なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、関連する業務からの撤退や規模の縮小を行うか否かを判断し実行しているか。	◎	内部管理	大規模かつ複雑なリスクを抱える金融機関に対して評価を行う際には、いわゆる「統合リスク管理」の視点を織り込む必要があるか。		
2. 管理業務	(1) リスク管理の手法及び規定の適切性	(1) リスク管理手法や規定の内容は、各金融機関の各収益部門の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や金融商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が、金融機関の日常業務の一部となっているか。	○				
	(2) 各業務部門における規定の整備及び見直し	(2) リスク管理のための規定には、各業務部門毎に手続き、権限、必要書類、緊急時の対応策など、業務の遂行方法を定めているか。また、管理者は、職員が規定に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。 なお、管理者は、これらの規定を定期的に見直しているか。	○				
	(3) 総合的なリスク管理	(3) リスク管理に当たっては、海外拠点を含む、営業店及び連結対象子会社に所在する各種リスクを、法令等に抵触しない範囲で、それぞれが管理するとともに、リスク管理部門が総合的に管理しているか。また、各リスク管理部門が管理しているリスクを統合して管理しているか。	○				
3. 職責の分離	相互牽制体制の構築	リスク管理部門の役職員は、利益相反となる業務(収益部門)に従事していないか。また、利益相反が発生していないか、内部監査及び外部監査において不断に検証しているか。	◎		金融機関の規模、特性に応じた評価を行う上で留意すべき点は何か。		
4. 情報伝達	(1) リスク管理部門の取締役会等に対する報告	(1) リスク管理部門は、収益部門からの影響を受けることなく、組織全体のリスク管理体制の設計・管理も含めて、取締役会等に対し直接、必要に応じ随時報告を行っているか。	◎	経営陣による統制	経営陣に対する迅速で正確な情報伝達については、組織として統治していくうえで至極当然のことであるが、このような基本中の基本に関する項目については、重要項目として高いウェイトとするか、または、遵守されて当然の事項として低いウェイトとするか。(加点項目とはしないが、何らかの不備がある場合には、大きな減点項目とするのも一案か。)		
	(2) 取締役会等に対する報告の内容	(2) リスク管理部門は、取締役会等に対して分かりやすく、かつ、経営に重大な影響を与えるリスク情報を網羅し、正確に報告しているか。	◎				
	(3) 情報システム等の整備	(3) 主要な業務をカバーした経営情報システムを構築し、維持管理しているか。また、信頼度が高い電子情報システムを構築し管理しているか。さらに、これらの情報システムの障害発生に備え、実効性あるコンティンジェンシープランを策定しているか。	△				
III. 内部監査 1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針	(1) 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	◎		・リスクの種類・程度に応じた実効性のある内部監査の重要性を代表取締役が認識するとともにその態勢が構築され、実行されることは重要な評価項目となるのではないか。 ・金融機関の規模、特性に応じた評価を行う上で留意すべき点は何か。		

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
針等	(2) 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	(2) ① 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)等の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分に発揮できる態勢を構築しているか。 ② 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任していることが望ましい。取締役会は、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼担させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。 ③ 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。 ④ 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。	◎	内部 監 査		
	(3) 内部監査部門の管理	(3) ① 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 ② 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者(インターナル・オーディター)を設置しているか。 ③ 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	○			
2. 内部監査の独立性	(1) 内部監査部門の独立性	(1) ① 内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 ② 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 ③ 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事していないか。	◎			
	(2) 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	(2) ① 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を金融機関の全ての役職員に周知徹底しているか。 ② 内部監査は、金融機関の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。	○			
	(3) 情報等の入手体制の整備	(3) ① 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等できる権限を有しているか。 ② 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。 ③ 被監査部門等による自店検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。	○			
3. 内部監査の従事者の専門性	内部監査の従事者の専門性	① 内部監査の従事者は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有しているか。 ② 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的に利用していることが望ましい。	◎			

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル			評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評定における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
4. 内部監査規程等	内部監査規程等	① 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。 イ. 内部監査の目的 ロ. 内部監査部門の組織上の独立性 ハ. 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 ニ. 内部監査部門の情報等の入手体制 ホ. 内部監査の実施体制 ヘ. 内部監査部門の報告体制 ② 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。 ③ 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。 ④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。	○			
5. 内部監査計画	内部監査計画	① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。 ② 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。 ③ 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。	○			
6. 内部監査の実施	内部監査の実施	① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。 ② 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。 ③ 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した自店検査等の結果を活用しているか。 ④ 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。	◎			
7. 内部監査結果の報告及び問題点の是正	(1) 内部監査結果等の報告	(1) ① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。 ② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。	◎			
	(2) 問題点の是正	(2) ① 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。 ② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について適切な措置を講じているか。	◎			
IV. 外部監査	(1) 会計監査人等による外部監査の実施	(1) ① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。 ② 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか(なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。)。また、国際統一基準適用金融機関においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。 ③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	◎	外部監査	内部監査態勢が、整備されていないために外部監査に依存している場合、どのような評価とすべきか。	

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

リスク管理態勢(共通)

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル			評価上の 優先度 (案)	ガバナンス上の 位置付け	論点等	評価における着眼点
項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明				
	(2) 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	(2) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。	◎			
	(3) 問題点の是正	(3) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。	◎			
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部 管理	・前回当局検査指摘事項等の改善状況を評価項目に加えるべきか。現に行われている金融検査においても必ず検証される項目。なお、英ARROWでも、「監督当局との関係」の1要素として採り上げられている。	

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目